

盛岡市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 25 年 2 月 5 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 藤 尾 善 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は教育委員会事務局及び教育機関である。うち，次の部課等を実地監
査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
教育委員会事務局 総務課，生涯学習課	平成 24 年 12 月 4 日から同年 12 月 18 日まで
教育機関 藪川地区公民館，都南図書館	平成 24 年 12 月 4 日
渋民公民館，渋民図書館，玉山歴 史民俗資料館	平成 24 年 12 月 5 日
飯岡地区公民館	平成 24 年 12 月 6 日
上田公民館	平成 24 年 12 月 7 日

第 2 監査の範囲

平成 23・24 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 24 年度監査実施計画及び監査資料等
に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の
対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算
の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基
金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正か
つ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠

し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 教育委員会事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 随意契約に当たり、予定価格を定めていないなどの事例が 191 件全てで見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 期末手当の支給に当たり、扶養親族たる要件を喪失したにも関わらず、その基礎額に扶養手当分を加算して算定し、支給していたものが 1 件見られた。当該期末手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- 4 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告の報告誤り及び報告漏れにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務命令に当たり、勤務区分の記載に誤りのあるものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

生涯学習課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 行政財産使用許可に当たり、許可条件に諸経費あん分額使用料の取扱いについての条項が明記されていないものが 3 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 教育機関

上田公民館

【指摘事項】

- 1 行政財産使用料の減免に当たり、理由なく共済基金分担金相当額を全額免除している事例が 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正ではないものが 7 件見られたの

で、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 行政財産使用料の減免に当たり、減免すべき理由及び減免率の適用根拠が不明確である事例が 1 件見られたので、減免基準を明確に定め適用するなど、適正な事務の執行を求める。

市民図書館

【注意事項】

- 1 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 勤務区分に誤りがあるもの 2 件
 - (2) 勤務時間の記載方法に誤りがあるもの 1 件